グループ事務局　御中

平成２７年度地域型住宅グリーン化事業
配分額変更の結果の送付

地域型住宅グリーン化事業評価事務局からの進捗状況の報告に基づき再配分を行った結果、別添のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

今回から追加された三世代同居対応住宅の要件に関する資料についても、併せてお送りしますので、ご確認下さい。

記

＜送付物＞

・別紙１５　「「三世代同居対応住宅」の要件について

・「三世代同居対応住宅」の要件に係るQ&A

・平成２７年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について（通知）
１部

以上

国土交通省　住宅局　住宅生産課
木造住宅振興室

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL：03-5253-8111（代表）
FAX：03-5253-1629

「三世代同居対応住宅」の要件について

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。

【具体的事例】

・調理室と浴室をそれぞれ２箇所設置
・調理室と便所をそれぞれ２箇所設置
・調理室と玄関をそれぞれ２箇所設置
・浴室と便所をそれぞれ２箇所設置
・浴室と玄関をそれぞれ２箇所設置
・便所と玄関をそれぞれ２箇所設置

○なお、対象とする設備等については、原則として以下の通りとします。
以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室まで問い合わせ下さい。

（１）調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

①給排水設備と接続されたシンク
②コンロ又は IH クッキングヒーター（ガス栓か電気コンセントがある設置するスペースでも可）
③換気設備

（２）浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

（３）便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たせません。

（４）玄関

玄関扉と土間（土足を着脱するスペース）があることとします。なお、勝手口（調理室等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

「三世代同居対応住宅」の要件に係るQ&A

Q. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、三世代同居対応住宅の補助の対象となりますか。

A. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、共同住宅又は長屋（以下、「共同住宅等」という。）扱いとなり、原則として、本補助金の対象となる三世代同居対応住宅とみなされません。ただし、共同住宅等であってもそのうちの１つの住戸で三世代同居対応住宅の要件を満たす場合は、その住戸は、三世代同居対応住宅の補助の対象となります。

（長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合）

一戸建ての住宅扱いとなるか共同住宅等の扱いとなるかは、事前に各認定申請先の所管行政庁にお問い合わせ頂き、ご確認ください。

（ゼロ・エネルギー住宅の場合）

地域型住宅ブランド化事業（評価）ホームページ内の「ゼロ・エネルギー住宅」の提案公募に関するＱ＆Ａ　３．補助対象となる住宅に関する質問Q3-02に記載の通りです。【下記参照】

Q3-02

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）において、二世帯住宅は本事業の補助対象になるのでしょうか。

A3-02

独立した二世帯として２戸としてカウントされる場合は応募の対象外です。１戸としてカウントされる二世帯住宅の場合のみ応募の対象となります。この場合、一次エネルギー消費量の計算（例えば、設備機器の取り扱い等）は省エネ基準の計算方法に基づいて判断してください。

国住木第 51-527 号
平成 28 年 1 月 25 日

「よすが」を創る会　木目沢　善喜　殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

平成２７年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について（第２回）

地域型住宅グリーン化事業評価事務局より各グループの進捗状況の報告を受け、貴殿が代表を務めるグループの配分額を下記のとおり変更することが決定いたしましたので、通知いたします。今回の追加配分により事業の対象となる住宅は、本通知発出日（平成 28 年 1 月 25 日）以降に着工が可能となります。

記

１．実施枠【第 2 回変更後の配分額】（当初予算分）
（三世代同居対応住宅の配分額は、２.【三世代同居対応住宅の配分額】（補正予算分）に記載）

（１）長寿命型

① 補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠
320 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円）

② 施工事業者に制限を設けない実施枠
1,680 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 80 万円）

（２）高度省エネ型

① 認定低炭素住宅
110 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 10 万円）

② ゼロ・エネルギー住宅
515 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円）

（３）優良建築物型
0 万円（１㎡当たり１万円の配分とする。）

＜参考：前回（第１回変更後）までの配分額＞

（１）長寿命型

① 補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠

420 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円）

② 施工事業者に制限を設けない実施枠

1,480 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 80 万円）

（２）高度省エネ型

① 認定低炭素住宅

110 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 10 万円）

② ゼロ・エネルギー住宅

515 万円（うち地域材加算の適用可能額の上限 20 万円）

（３）優良建築物型

0 万円（１㎡当たり１万円の配分とする）

※ （１）長寿命型及び（２）①認定低炭素住宅の実施枠に当たっては、配分額の範囲内で１戸当たり 50 万円～120 万円の範囲で 10 万円単位に選択可能です。ただし、１戸当たり 100 万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。

・100 万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。

・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

※ （２）②ゼロ・エネルギー住宅の実施枠に当たっては、配分額の範囲内で１戸当たり１６５万円～１８５万円の範囲で１０万円単位に選択可能です。

ただし、１戸当たり１６５万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。

・１６５万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。

・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

２．実施枠【三世代同居対応住宅の配分額】（補正予算分）

（１）長寿命型

① 補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠

0 万円（0 戸）（うち地域材加算の適用可能額の上限 0 万円）

② 施工事業者に制限を設けない実施枠

140 万円（1 戸）（うち地域材加算の適用可能額の上限 10 万円）

（２）高度省エネ型

①認定低炭素住宅

0 万円（0 戸）（うち地域材加算の適用可能額の上限 0 万円）

②ゼロ・エネルギー住宅

0 万円（0 戸）（うち地域材加算の適用可能額の上限 0 万円）

※ 本実施枠にあたっては、三世代同居対応住宅の要件を満たす必要があります。【グループ募集第２回募集版　別紙 15】【「三世代同居対応住宅」の要件に

係るQ&A】

※　（1）長寿命型及び（2）①認定低炭素住宅の実施枠に当たっては、1戸当たり130万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。
・130万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。
・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

※　（2）②ゼロ・エネルギー住宅の実施枠に当たっては、1戸当たり195万円を超える場合、以下の要件を満たす必要があります。
・195万円を超える額の合計額が地域材加算の適用可能額の上限の範囲内であること。
・地域材を主要構造材の過半に使用していること。

3．附帯条件及び留意事項
・1及び2の実施枠の（1）長寿命型、（2）①認定低炭素住宅、（3）優良建築物型については別紙1に記載。
・1及び2の実施枠の（2）②ゼロ・エネルギー住宅については別紙2に記載。

4．交付申請書等の入手先・提出先・問合せ先
交付申請等の手続き方法及びお問い合わせについては、以下の支援室ホームページに掲載する手続きマニュアルに基づき、必要な書類を支援室にご提出ください。

（1）長寿命型（長期優良住宅）及び優良建築物型
地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）
〒162-0825　東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
神楽坂1丁目ビル6階
ＴＥＬ：０３－５２２９－７５６１
受 付 ：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
９：３０～１２：００　１３：００～１７：００
ＵＲＬ：http://www.chiiki-grn-chojyu.jp

（2）高度省エネ型（認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅）
地域型住宅グリーン化事業(高度省エネ型実施支援室(ゼロエネ審査室))
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-16-1 軽子坂田中ビル４Ｆ
ＴＥＬ：０３－５５７９－８２５０
e-mail：zero@kkj.or.jp
受 付 ：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
９：３０～１２：００　１３：００～１７：００
ＵＲＬ：http://kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo

5．配分変更に関する問合せ先
地域型住宅グリーン化事業評価事務局（平成２７年度）
〒107-0052　東京都港区赤坂2-2-19　アドレスビル５階

ＴＥＬ：０３－３５６０－２８８６
受 付 ：平日（祝日、年末年始を除く）９：３０～１７：００
（※１２：００～１２：４５を除く）
ＵＲＬ：http://chiiki-grn.jp/

（別紙１）

長寿命型及び認定低炭素住宅、優良建築物型の附帯条件及び留意事項

１．長寿命型及び認定低炭素住宅、優良建築物型の附帯条件

① 今回の配分額の変更により追加で事業の対象となる住宅・建築物、追加配分により事業の対象となる住宅・建築物は、本通知発出日（平成 28 年 1 月 25 日）以降に着工が可能となります。

② 平成２７年度中に着手（請負住宅及び優良建築物型においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手、以下同じ）に至らない住宅は、補助対象となりません。ただし、三世代対応住宅については、平成 28 年 6 月末までに着手に至らない住宅は補助対象となりません。

③ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。

④ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。

⑤ 採択を受けたグループについては、平成２７年度中に今後５年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。

⑥ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

⑦ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を再度行います。

⑧ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアルによります。

⑨ 三世代同居対応住宅については、申請時及び事業完了後に三世代同居に関するアンケートを予定しておりますので、ご協力お願いします。

２．留意事項

① 本通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。

② 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

（別紙２）

ゼロ・エネルギー住宅の附帯条件及び留意事項

１．附帯条件

① 原則として、適用申請書に記載した「当該住宅における太陽光発電システムを除いたエネルギー削減率（R_0値）」を下回らないこと。また、事業主基準にて提案された場合でも現行の住宅の省エネ基準（平成 25 年基準）の外皮性能及び一次エネルギー基準を満たすこと。

② 交付決定日より前に着工した住宅は、補助対象となりません。

③ 平成２７年度中に着手（請負住宅においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）に至らない住宅は、補助対象となりません。ただし、三世代対応住宅については、平成 28 年６月末までに着手に至らない住宅は補助対象となりません。

④ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。

⑤ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。

⑥ 採択を受けたグループについては、平成２７年度中に今後５年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。

⑦ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

⑧ 本事業により建設する住宅の施主または購入者に対して、エネルギー削減率を書面にて明示し、入居後の１年間のエネルギー消費に関する報告とその内容がわかるものの提出に協力してください。なお適用申請書の内容から著しく変更する等により、所定の省エネルギー効果が得られていないと判断される場合には、必要に応じ国土交通省が改善を求めることに留意してください。

⑨ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を行います。

⑩ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアルによります。

⑪ 三世代同居対応住宅については、申請時及び事業完了後に三世代同居に関するアンケートを予定しておりますので、ご協力お願いします。

２．留意事項

① この採択通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。

② 採択されたグループの適用申請書については、「地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領」記載のとおり、提出された様式１から様式３を評価事務局ホームページで公開します。この公開は、消費者のグループへの信頼性向上、グループ間相互の情報交流による各グループの一層の取り組み強化、今後採択を目指すグループへの参考等に資することを目的としています。

③ 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル （以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

④ 補助金の交付対象は、募集要領で定めるものであることを確認のうえ、交付申請時に明示すること。なお補助対象外の項目が含まれる場合には、交付申請の審査において、補助金の申請額の変更を求めることがあることに留意すること。

⑤ ゼロ・エネルギー住宅とするための掛り増し費用として申請する場合は、事務事業者が手続きマニュアルに定める補助対象額の算定方法に従うこと。また、掛り増し費用の 1/2 に相当する額を補助金として申請する場合は、手続きマニュアルの「表 1・補助となる建築工事費」のみが補助対象となることに留意すること。

⑥ 交付申請書審査時に、当初提案時のモデルプランとの比較・審査を実施致しますので、新たに三世代同居対応住宅用のゼロ・エネルギー住宅モデルプランを提出いただく必要はございません。